

令和7年「春の文京区交通安全運動」の実施について

第1 目的

交通安全運動をきっかけに、文京区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組に参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的とします。

第2 運動期間

令和7年4月6日（日）から4月15日（火）までの10日間

第3 スローガン

「たくさんの ^{えがお}笑顔が走る ^{しゅととうきょう}首都東京」

第4 運動重点の推進

令和6年の都内交通事故発生状況は、発生件数は30,103件で前年比1,282件の減少、死者数は146人で前年比10人の増加、負傷者数は33,251人で前年比1,619人の減少となっております。

また、年齢層別では、65歳以上の高齢者の死者数が全体の約39%を占めているほか、自転車関連事故の死者数は高齢者が全体の32%を占めています。

このような状況から、高齢者の交通事故の減少と、次代を担う子どもを交通事故から守ることを中心に重点を定め、春の交通安全運動を推進します。

【春の交通安全運動の重点】

1 子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

(1) 子どもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路環境の確保

通園・通学路等における安全確保のため、子どもたちが日常的に集団で移動する経路等において危険箇所や注意すべき場所などを点検・確認し、登下校時等の教職員や学童擁護員、保護者による安全指導や見守りを推進します。

また、通行の妨げとなる不法占用物件の排除等、道路の適正な利用に関する広報啓発等を推進します。

(2) 歩行者の正しい横断方法の実践

横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うこと等の基本

的な交通ルールや、歩きスマホの危険性の周知に加え、自らの安全を守るための交通行動として、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始めること、横断中も周囲の安全を確認すること等を促す取組みを推進します。

また、高齢者自身が、加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための交通安全教育等を推進します。

2 歩行者優先意識の徹底と「ながら運転」等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

(1) 運転者の歩行者優先意識等の徹底

運転者に対し、歩行者優先の徹底を始めとした交通ルールの遵守と、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性の啓発、横断歩道等における歩行者優先義務等の遵守を促す取組みを進めます。また、夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用を促進します。

(2) ながら運転の根絶

ながら運転による交通事故を防止するため、運転中に携帯電話等で通話することや画面を注視することに対する危険性について周知します。また、事業者に対して、業務に使用する自動車におけるながら運転を防止するための交通安全教育等の徹底を呼びかけます。

(3) 飲酒運転の根絶

飲酒運転根絶に向けたキャンペーンや職域等における交通安全教育の実施、酒類提供業者（飲食店等）に対しては、来客者へ飲酒運転根絶やハンドルキーパー運動の協力を呼びかけるなど、飲酒運転を許さない環境づくりを促進します。

(4) 全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底

交通事故発生時における被害の防止・軽減を図るため、全ての座席におけるシートベルト着用とチャイルドシートの使用義務の周知を推進します。

また、子どもと保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催するなどして、チャイルドシートの必要性と効果の理解を促進し、正しい使用方法の周知を図ります。

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

(1) 自転車利用者の乗車用ヘルメット着用と安全確保

全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の必要性及びその被害軽減効果に関する理解の促進と、法改正による努力義務化を踏まえ着用の徹底に向けた周知を推進します。

また、夜間におけるライト点灯の徹底と、自転車の視認性を向上させるための反射材用品等の取付けを促進します。

自転車利用者等の安全を確保するための定期的な点検整備を促進するとともに、都内での自転車利用には、条例により損害賠償責任保険等への加入が義務化されていることの広報啓発を推進します。

(2) 自転車に関する法改正を踏まえた新たなルールの周知と交通ルールの遵守

道路交通法の改正により、令和6年11月から施行された自転車に対する新たなルール（ながらスマホの禁止、酒気帯び運転に対する罰則の創設）に関する広報啓発を推進します。

車道通行の原則、車道は左側通行、歩道は歩行者優先等の「自転車安全利用五則」を活用した交通ルールの啓発を図り、自転車利用マナーの向上を促進します。

(3) 特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

特定小型原動機付自転車利用時の乗車用ヘルメット着用の促進、交通ルールの周知と遵守の徹底について、シェアリング事業者等との連携を含め、取組みを推進します。

4 二輪車の交通事故防止

交通ルールの遵守と二輪車の特性を踏まえた安全運転の励行等、二輪車の事故防止を推進します。

また、各種キャンペーンや広報媒体等による胸部プロテクターの普及とその着用効果や、ヘルメットの正しい着用に関する交通安全情報等を活用した積極的な広報啓発活動を推進します。

第5 広報活動

区民一人ひとりに「たくさんの笑顔が走る 首都東京」を基調とする行動を提唱します。そのために、あらゆる広報媒体を活用して、譲り合いとゆとりのある運転、特に、子ども・高齢者・障害者等に対する配慮を高める活動を行います。

第6 実施要領

別紙のとおり